

○羽島市健幸ポイント事業実施要綱

平成28年2月10日

告示第18号

改正 平成30年3月31日告示第57号

令和2年5月14日告示第121号

令和3年3月31日告示第123号

(趣旨)

第1条 この要綱は、羽島市健幸づくり条例（平成26年羽島市条例第11号）に基づき、市民の健康意識の向上、健康の保持及び増進を図るため市が実施する「健幸ポイント事業」（以下「本事業」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 健幸ポイント 本事業の対象事業に参加した市民に付与するポイントをいう。
- (2) 健幸ポイントカード 本事業による健幸ポイントを押印し、又は健幸ポイントシールを貼付するカードをいう。
- (3) 協賛事業所 市内に事業所、店舗等を有し、本事業への協賛を希望する個人又は法人その他の団体であって、第8条第3項に定める手続きにより登録されたものをいう。
- (4) 健診（検診）事業 特定健診、職場健診、人間ドッグ等の他、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に基づく健康増進事業実施要領に基づく各種健診（検診）等

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、対象事業参加時に、市内在住かつ当該事業の対象年齢の範囲内の者とする。

(対象事業及び健幸ポイント)

第4条 本事業の対象事業は、次の各号に掲げる健幸づくり関連事業とし、その内容は年度ごとに定めるものとする。

- (1) 健診（検診）事業

(2) 市が実施する健幸づくり事業

(3) 市等が実施する健幸づくりのためのイベント、講演会、研修及び教室

(4) その他市長が認める事業

2 付与する健幸ポイントの数は、事業ごとに1ポイントとする。

3 健幸ポイントの付与は、健幸ポイントカードへのスタンプの押印又は健幸ポイントシールの貼付により行う。

4 健幸ポイントの第三者への譲渡はできないものとする。

5 健幸ポイントの付与期限は、各年度末日までとする。

6 健幸ポイントの次年度への繰り越しはできないものとする。

(健幸ポイントカードの再発行)

第5条 市は、健幸ポイントカードを破損、汚損又は紛失した市民に対し、健幸ポイントカードを再発行できる。

2 破損、汚損又は紛失により健幸ポイントの確認ができない場合は、既に付与された健幸ポイントは、無効とする。ただし、紛失した健幸ポイントカードが発見されたこと等により健幸ポイントの確認ができる場合は、再交付された健幸ポイントカードに健幸ポイントを合算するものとする。

(健幸ポイントの交換)

第6条 市民は、当該年度末において、付与された健幸ポイントが6ポイント以上であった場合は、6ポイントごとに健幸ポイント交換抽選会への応募ができる。ただし、6ポイントごとの応募のうち1ポイント以上は健診(検診)受診によるポイントとする。

2 健幸ポイント交換抽選会へ応募しようとする者は、健幸ポイントカードに必要な事項を記載し、次年度の4月15日(閉庁日の場合は、翌開庁日)までに市に提出するものとする。ただし、健幸ポイントカードを提出する日において、市内在住の者に限る。

(健幸ポイント交換抽選会)

第7条 市は、健幸ポイント交換抽選会応募者の取りまとめ後に抽選を行う。

2 市は、抽選により、協賛事業所から提供された景品引換券を該当者に交付する。

3 景品引換券の有効期間は、当該協賛事業所の定める期間とする。

(協賛事業所)

第8条 市は、健幸ポイントの交換景品の提供を協賛事業所から受ける。

- 2 協賛を希望する個人又は法人その他の団体は、羽島市健幸ポイント事業協賛申込書（別記第1号様式）により協賛事業所の申し込みをする。
- 3 市は、前項の申込書の提出があった場合は、内容を確認の上、協賛事業所として適当であると認めた場合に限り、協賛事業所として登録する。
- 4 協賛事業所は、前項の登録内容に変更が生じた場合は羽島市健幸ポイント事業協賛内容変更届（別記第2号様式）を、協賛事業所登録の取り下げをする場合は羽島市健幸ポイント事業協賛解除届（別記第3号様式）を速やかに市に提出しなければならない。
- 5 市は、羽島市健幸ポイント協賛事業所管理台帳（別記第4号様式）により登録協賛事業所を管理するものとする。

（個人情報取り扱い）

第9条 市は、本事業により得た個人情報を、健康増進事業の推進に関すること以外に使用してはならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月31日告示第57号）抄

（施行日）

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の次の各号に掲げる様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

（1）羽島市健幸ポイント事業実施要綱の別記第1号様式及び別記第2号様式

附 則（令和2年5月14日告示第121号）

この告示は、令和2年5月14日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第123号）

この告示は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の羽島市健幸ポイント事業から適用する。

別記第1号様式（第8条関係）

羽島市健幸ポイント事業協賛申込書

申込日： 年 月 日

（あて先）
羽島市長

（申込者）

所在地（住所）	〒 -
事業所（店舗）名等	
担当者・（役職）	（ ）
連絡先	電話：（ ） -

下記のとおり、羽島市健幸ポイント事業協賛事業所として申込みます。
申込みにあたって、個人情報の保護を遵守すること、市税等に滞納がないことを誓約します。

記

1. 事業所（店舗）名 及び所在地等 ※協賛いただける店舗 等が複数ある場合は 本申込書を店舗ごと に記載してください。	名称		
	所在地	〒 -	
	電話：（ ） -	FAX：（ ） -	
	メールアドレス：	@	
2. 営業時間			
3. 定休日			
4. HPアドレス	http://		
5. 景品・特典内容	<u>※景品引換券の提示を受けた際のサービス内容を記入してください。</u>		
6. 景品交換等 場所及び日時	<u>※上記1. 以外の場合は記入してください。</u> 事業所（店舗）名： 住所：〒 - 電話：（ ） - 日時：		

注：本申込書を 課に提出してください。（提出前に複写して保管してください。）

第3号様式(第8条関係)

羽島市健幸ポイント事業協賛解除届

届出日： 年 月 日

(あて先)
羽島市長

(届出者)

所在地(住所)	〒 -
事業所(店舗)名等	
担当者・(役職)	()
連絡先	電話：() -

下記のとおり、羽島市健幸ポイント事業協賛事業所の解除を届け出ます。

記

1. 事業所(店舗)名 及び所在地等	名称		
	所在地	〒 -	
	電話：() -	FAX：() -	
2. 解除(予定)日	年 月 日		
3. 解除理由	<u>※協賛解除の理由がありましたら記入してください。</u>		

別記第 1 号様式（第 8 条関係）

第 2 号様式（第 8 条関係）

第 3 号様式（第 8 条関係）

第 4 号様式（第 8 条関係）